

ストツプ！不法投棄

10月は北海道
の廃棄物適正処
理推進月間です

不法投棄

みだりに廃棄物を捨てること。不法投棄は、ごみや資源物が適正に処理されないだけでなく、環境汚染などを招くことから、法律で禁止されています

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金またはその両方

市は、町会・自治会と連携した啓発のぼりの設置や職員によるパトロール、郵便局やタクシー会社などの協力による監視・連絡体制の強化など、不法投棄の防止や早期発見に努めています。

また、不法投棄は犯罪であることから、警察と連携して投棄した者への対応を進めており、不適正な処理を繰り返さないよう指導しています。



問合せ先 廃棄物対策課 ☎ 35・4395

不法投棄は犯罪です

不法投棄をさせない！

土地の所有者や管理者は、立ち入りできないようにロープを張ったり、看板を設置したりして、不法投棄の被害に遭わないようにしましょう。

集積所でもルール違反は不法投棄！



ごみステーションへの不法投棄



資源回収ボックスへの不法投棄



資源回収ボックスのルール違反が続くようであれば、設置の見直しを検討しなければなりません



ごみの出し方や分別方法は、ごみの出し方検索ページで確認してください



ID: 4691



事業所から出たごみはごみステーションなどには出せません

発見したら通報！

不法投棄と思われる物を発見したときは、触らずに廃棄物対策課へ連絡してください。市ホームページの不法投棄通報フォームから連絡することもできます。産業廃棄物は、産廃110番もご利用ください。



通報フォーム

産廃110番
フリーダイヤル

ごみハイ通報
0120-53-8124

(北海道庁 循環型社会推進課)